

平成二十二年二月十九日受領
答 弁 第 九 五 号

内閣衆質一七四第九五号

平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出宮城県仙南地域における道路整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出宮城県仙南地域における道路整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの常磐自動車道の常磐富岡インターチェンジから相馬インターチェンジ（仮称）までの区間及び相馬インターチェンジ（仮称）から山元インターチェンジまでの区間については、東日本高速道路株式会社が、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項に規定する許可を平成十八年三月三十一日に受けており、当該許可に基づき、それぞれの供用開始予定である平成二十三年度及び平成二十六年度に向けて事業を進めていると承知している。これらの区間の供用開始により、常磐自動車道は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条第一項に規定する整備計画（以下単に「整備計画」という。）を策定している区間のすべてが供用されることとなる。

二について

宮城県から聴取したところ、常磐自動車道と東北縦貫自動車道との連絡強化を図ること等を目的として、現在、宮城県において一般国道百十三号の舘矢間工区及び県道半田山下線の峠工区の整備を実施しているとのことである。

国土交通省においては、平成二十一年度当初予算では、これらの事業について、宮城県からの申請を受け、それぞれ、六億千六百万円及び五億三千九百五十五万円の国費を、平成二十一年末現在、交付している。

また、今後、地方公共団体が行う道路整備については、平成二十二年度に創設することとしている社会資本整備総合交付金（仮称）等により支援を行う予定である。

三について

東北中央自動車道については、福島ジャンクション（仮称）から米沢北インターチェンジまでの三十七キロメートルの区間及び南陽高島インターチェンジから尾花沢インターチェンジ（仮称）までの七十四キロメートルの区間について整備計画を策定しており、このうち、山形上山インターチェンジから東根インターチェンジまでの二十七キロメートルの区間については、既に供用を開始している。残りの八十四キロメートルの区間については、現在、国又は東日本高速道路株式会社において事業を実施しているところであり、引き続き、用地買収、工事等に取り組み予定である。

四について

お尋ねの「宮城県仙南地域における道路網の整備」も含め、道路整備については、国民にとって必要なものかどうかを見極め、国民の安全を守り、活力ある地域社会を形成する上で真に必要な道路整備を進めていくこととしている。

今後、地方公共団体が行う道路整備については、平成二十二年度に創設することとしている社会資本整備総合交付金（仮称）等により支援を行う予定である。